

◎新潟県告示第809号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成24年6月19日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 竣功認可年月日

平成24年6月8日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

住所 新潟市中央区新光町4番地1

名称 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

3 埋立区域

(1) 位置

新潟市中央区柳島町3丁目18番14の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成19年秋分の満潮位（D.L. +0.30メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成20年1月29日付け新潟県河管第1038号、新潟県港整第361号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

①の地点 西防波堤燈台（北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒：世界測地系）から195度13分46秒3、238.33メートルの地点

②の地点 ①の地点から15度38分59秒75.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から285度38分59秒9.10メートルの地点

④の地点 西防波堤燈台（北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒）から195度24分11秒3、238.27メートルの地点

(3) 面積

709.50平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成21年6月18日

新潟県河管第320号、新潟県港整第122号

5 法第22条第3項の市町村（閲覧場所）

新潟市役所